平成２６年（フ）第２９１号
静岡県牧之原市細江3470番地　ハイツ堀ノ内101
債務者　前田キオミこと　前田エミリア　キオミ（ＭＡＥＤＡ　ＥＭＩＬＩＡ　ＫＩＯＭＩ）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８号
愛知県刈谷市一ツ木町８丁目８番地９
債務者　針尾　麻美（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
島根県江津市松川町上津井342番地
債務者　岡田　恒稔
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第４９０号
東京都調布市若葉町２丁目19番地３
債務者　千葉美代子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３９５号
東京都多摩市連光寺１丁目26番地の１ライフアップ聖蹟桜ヶ丘402
債務者　秋山恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５５号
東京都青梅市東青梅３丁目26番地の４グリーンハイツ306
債務者　小椙　正太
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５３号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―３Ｄ号
債務者　大橋　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０８号
愛知県西尾市戸ケ崎５丁目１番地６　セジュールスミレ201号室
債務者　永吉　広行
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
静岡市清水区庄福町８番１号　しみずサンパレスマンション401
債務者　樋澤　有紀（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２０３７号
福岡市南区中尾１丁目38番31号
破産者　安部　春幸
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３３号
福岡市西区姪の浜５丁目19―11Ｓハウス姪浜604、住民票上の住所長崎県佐世保市早苗町510番地２
破産者　今村　　巧
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７号
札幌市白石区南郷通16丁目北２番15―201号、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通14丁目北２番29―603号
破産者　佐藤　正樹
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
栃木県佐野市大橋町3229番地21
破産者　関口　直樹
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２８号
相模原市緑区相原６丁目23番８号　共生相原ビル305号室
破産者　渡辺美恵子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４７８号
埼玉県上尾市大字瓦葺2041番地　シティハイムオガワ２―201、前住所新潟県村上市松喜和2171番地２
破産者　皆川　義雄
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０５号
兵庫県加古川市野口町野口565番地の２、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町坂元565番地
破産者　森本　　稔
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部